

閣省訓令通牒綴

昭和廿年

0

分類記号	
保存期間	
課号	152



賞 詞

沖繩縣知事 島 田 毅

右 昭 和 二 十 年 一 月 十 二 日 任 沖 繩 縣 知 事 奉 命 時 恰 敵 來 寇 尊 嚴 最
モ 大 ナ リ シ ニ 鑑 ミ 赴 任 以 來 銳 意 部 下 ヲ 統 督 シ テ 戰 意 ノ 昂 揚 、 軍 防 備 作
業 ニ 協 力 、 義 勇 隊 ノ 獨 創 結 成 、 食 糧 ノ 分 散 確 保 及 縣 機 構 ノ 臨 戰 改 革 等
只 管 決 戰 體 制 ノ 確 立 ニ 努 メ 着 ヲ 其 ノ 實 ヲ 揚 ゲ ツ ツ ア リ シ ニ 三 月 二 十 五
日 敵 遂 ニ 沖 繩 上 陸 ヲ 敢 ヘ テ ス ル ヤ 廳 員 ヲ 督 シ 縣 民 ヲ 率 々 困 難 ナ ル 狀 況
下 全 力 ヲ 竭 シ テ 軍 ノ 作 戰 ニ 協 力 シ 其 ノ 間 實 ニ 三 閱 月 力 闘 之 レ 勇 メ 戰 時
行 政 官 タ ル ノ 本 分 ヲ 遺 憾 ナ ク 發 揮 セ リ 惟 フ ニ 本 土 決 戰 ニ 當 リ 軍 作 戰 ニ
協 力 シ テ 縣 一 匪 擊 滅 ノ 一 途 ニ 邁 進 セ シ ム ル ハ 任 ヲ 地 方 官 ニ 享 ク ル 者
ノ 光 榮 ア ル 責 務 ニ シ テ 又 最 モ 重 大 ナ ル 任 務 ナ リ 、 而 シ テ 沖 繩 地 上 戰 ニ

於テ長期ニ亘リ敵ニ與ヘタル損害ノ莫大ナリシハ沖繩縣民ノ事前ニ於ケル國防諸業務ニ對スル眞摯ナル協力ト事後ニ於ケル力戰敢闘ニ與ルトコロ尠シトセズ、是等ハ素ヨリ縣民ノ忠誠愛國心ノ發露ニシテ感激惜ク能ハザル所ナリト雖モ知事ノ統率下職員ノ率先挺身ノ指導ニ貢フ所亦洵ニ大ナリ、情況急迫ヲ告クルヤ其ノ本省ニ寄セタル通信ハ悉ク現地ノ體驗ヲ通ジタル防衛對策ニ終始シ電文簡ナルモ意極メテ深長將來ノ施策ニ裨益スル所尠カラズ其ノ志、其ノ行動眞ニ官吏ノ龜鑑ト謂フベシ

仍テ茲ニ賞副ヲ授與シ永ク其ノ功勳ヲ讃フ
昭和二十年七月九日

内務大臣 安倍源基

秋田知事 殿 人事部長

五月十四日勅令第三百二十三號ヲ以テ官文又ハ官吏待遇者ノ懲戒手續等ニ關スル戰時特例ノ件制定公布ニシテ候ニ就テハ同令第三條ノ規定ニ依リ貴縣下屬スル支隊官待遇免防疫醫、臨時海港除疫醫、道新縣立少年救護院放諭ニ對シ厚生本局ノ懲戒處分ノ職權ハ本局付訓令第四號(別紙参照)ヲ以テ貴本局ニ委任相成候修御了元上之が適正ナル運用ニ對段、貴處分相成度依命此段通牒候

是テ本委任ニ依リ懲戒處分ヲ爲シタル場合、貴付内容並ニ處分ノ結果ヲ其都度速ニ御報告相成度申添候

三四

